

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークマート新所沢店

埼玉県所沢市花園一丁目二千三百三十一、二千三百四十一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 建設において周辺自治会（花園一丁目会・花園二丁目会・北所沢町会・美原町町会等）との十分な協議をするよう努めてください。（防犯・防災への協力、地域活動への協力など）

(2) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。

(3) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。

(4) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

(5) 所沢市商業振興条例に規定する事項を順守するとともに、積極的に商工会議所や地域事業者との連携事業への協力をお願いします。

#### 二 縦覧期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター